

太田市野菜花き生産力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県が重点品目又は地域推進品目として指定する野菜及び消費の拡大が見込まれる加工・業務用野菜若しくは花き（以下「対象品目」という。）の生産振興を図るため、太田市野菜花き生産力強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野菜花き生産力強化実施要領（令和7年3月19日群馬県制定野花第30465－1号。以下「実施要領」という。）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市は、実施要領に基づき、次に掲げる項目ごとに補助金を交付するものとする。

- (1) 大規模経営体育成
- (2) 小規模経営体の生産力向上
- (3) 販売額・労働生産性向上
- (4) いちご生産拡大サポート
- (5) 高温対策
- (6) 生産力向上
- (7) 販売力向上

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
この場合において、市負担分については、実施要領で定める県補助金上限額に2分の1を乗じて得た額をその上限額とする。

- (1) 大規模経営体育成 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額
- (2) 小規模経営体の生産力向上 対象経費の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額
- (3) 販売額・労働生産性向上 次に掲げる額
 - ア ハード事業 対象経費の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額

イ ソフト事業（販売 PR 関係） 対象経費の総額の 100 分の 50 以内（全額県負担）の額

ウ ソフト事業（GAP 関係） 対象経費の 100 分の 100 以内とし、上限 20 万円（全額県負担）とする。

(4) いちご生産拡大サポート 対象経費の 100 分の 45 以内（県負担 100 分の 30 以内、市負担 100 分の 15 以内）の額

(5) 高温対策 対象経費の 100 分の 45 以内（県負担 100 分の 30 以内、市負担 100 分の 15 以内）の額

(6) 生産力向上 対象経費の 100 分の 45 以内（県負担 100 分の 30 以内、市負担 100 分の 15 以内）の額

(7) 販売力向上 対象経費の 100 分の 50 以内（全額県負担）の額

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（書類の整備等）

第 4 条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付の対象となった事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、補助金の交付の対象となった事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、処分制限期間が経過する日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものについては、第 4 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

（経過措置）

- 3 改正前の太田市ぐんまの野菜担い手育成支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく太田市ぐんまの野菜担い手育成支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。